平成３０年（フ）第７３１号
横浜市青葉区あざみ野２丁目23番地53
債務者　太田　眞世（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７３２号
横浜市磯子区中原２丁目24番５－209号
債務者　佐野　正浩
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７７０号
横浜市港北区小机町350番地３　小机パークスクエア　Ｊ－101
債務者　山本　一夫
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７７３号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目３番３－104号
債務者　岡本光太郎
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４２号
東京都立川市砂川町８丁目56番地の９ピースパルマンション206号
債務者　伊東　敏也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３９９号
東京都府中市若松町３丁目41番地の10ロイヤルハイムⅠ102
債務者　多葉田稔敦
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５１号
沖縄県中頭郡読谷村字長浜243番地１　サンリットディア104
債務者　比嘉　良也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第５９号
沖縄県うるま市みどり町３丁目20番３号　かなヴィラ202
債務者　金城　　泉
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第２９９号
横浜市港南区芹が谷２－８－35　秋元ビル401、住民票上の住所横浜市旭区川井宿町23番地８　リバーハイムⅡ308号
債務者　中山　明美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７０３号
横浜市鶴見区駒岡４丁目39番８－208号
債務者　新垣かおり
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０５号
川崎市麻生区王禅寺東１丁目17番16号　グリーンテラス　Ｃ－102
債務者　小澤　信子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後３時50分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７６８号
横浜市青葉区あざみ野南２丁目２番地７　ラ・マージュ青葉301
債務者　堀　ゆり子（旧姓智有）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７０６号
千葉県船橋市南三咲３丁目22番２号　メモワール藤井Ａ－103号、開始決定時の住所千葉県船橋市北本町２丁目29番17号
破産者　田中　一彦
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８３号
千葉県市川市北方町４丁目2063番地
破産者　有限会社アイズ建設
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
岐阜市六条片田１丁目３番１号
破産者　塩谷開発株式会社
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３３号
三重県伊賀市小田町664番地の１　ミレニアム光扇301号室、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市西高倉4042番地
破産者　桑原　大喜
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部